

第4号議案

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の工事の継続について

(案)

第96回理事会において決議した東北東京間連系線に係る広域系統整備計画（以下、「本計画」という。）に基づき、事業実施主体である東北電力株式会社が工事を進めているが、第17回広域系統整備委員会で定めた着手後2年間の例外措置に基づき、応募事業者から応募取り下げの申し出があった。

これに伴う本計画の対応として、仮に工事を中断した場合、本計画の遅延だけでなく、本計画を前提とした検討を行っている東北北部エリア電源接続案件募集プロセスや、北本連系設備の新北本連系設備整備後の更なる増強検討など、他の計画の遅延にもつながることとなる。

このため、今後の進め方としては、業務規程54条に準じて、第39回広域系統整備委員会における検討を踏まえ、東北電力株式会社が受領済の負担金（工事費負担金の10%に相当する額）の範囲内で工事を継続することとし、別紙のとおり東北電力株式会社に対し通知する。

以上

【添付資料】

別紙：東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の工事の継続についての通知文書